

## 令和元年度事業報告書

平成31年4月1日から令和2年3月31日

事業	事業内容
第1 広報・啓発	<p>暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るための活動を行った。</p> <p>1 「暴力追放鳥取県民大会」の開催</p> <p>11月12日、とりぎん文化会館小ホールにおいて、「第28回大会」を県警と開催</p> <p>※ 第一部、表彰、主催者あいさつ、大会宣言等</p> <p>第二部、鳥取県弁護士会民事介入暴力対策委員弁護士による講演、鳥取環境大学生による和太鼓・書道パフォーマンス等</p> <p>※ 参加者約300人（自治体、弁護士会等関係機関、各暴排組織、事業者及び県民）</p> <p>2 宣伝、普及活動</p> <p>○ 広報誌「暴追とっとり」第53号、第54号の作成配布</p> <p>県下自治会回覧、賛助会員、暴排団体、関係機関等へ配布</p> <p>※ 発行部数各25,400部(自治会回覧数減で各700部減)</p> <p>○ 暴力追放冊子の配布</p> <p>「暴力団情勢と対策」、「企業対象・行政対象暴力の現状と対策」、「民暴相談のしおり」等の配布</p> <p>※ 合計2,900部配布</p> <p>○ 暴力追放ポスターの作成配布</p> <p>「暴力団追放三ない運動+1」を啓発する暴力追放ポスター</p> <p>※ 1,030部作成配布</p> <p>○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼及び日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等</p> <p>○ 責任者講習「受講修了書」並びに「賛助会員証」(ステッカー)掲示運動の推進</p> <p>※ 賛助会員の拡大(第2の4参照)</p>

○ 広報塔 5 基による広報

既設広報塔「三ない運動+1」5基の管理

- ・ 鳥取市 2 基～さざんか会館敷地、白兔国道 9 号沿い
- ・ 倉吉市 1 基：倉吉警察署敷地
- ・ 米子市 2 基：米子市役所敷地、淀江町国道 431 号沿い

○ 路線バス（米子市）のラッピング広告を利用した暴力団排除の呼びかけ

※ 日ノ丸バス 1 台、「いりません！暴力団は我が街に」（皆生、境港、南部町内の路線で運行）

○ 暴力団追放ポスター優秀作品の活用

「暴追とっとり」の表紙の活用

○ 視聴覚教材（暴排用 DVD）の活用と整備

- ・ 保有タイトル数 43（含む新規 3）
- ・ 貸出 11 回（行政 6 企業 3 その他 2）

○ 地域安全運動時等における広告掲載

※ 地域安全運動時及び年末年始の特別警戒時に全国紙、地元紙へ 3 回掲載

※ 暴排相談広報（日本海ケーブルネットワークで放映）

3 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演の推進

暴排組織各協議会・研修会、企業研修会、暴排関係組織連絡協議会、暴力団離脱者社会復帰対策協議会、暴追相談委員ヘルパー意見交換会、民事介入暴力対策実務研究会 等

※ 25 回実施（前年対比 + 1 回）

4 ホームページの更新と活用

当法人の事業内容、不当要求防止責任者講習の案内、広報紙「暴追とっとり」等その内容を随時更新したものを提供（ホームページ開設平成 21 年 4 月）

5 表彰

○ 暴力追放県民大会での暴力追放功労者（団体）、財団事業への支援功労者、暴排ポスター制作協力者の積極的な表彰

※ 暴力追放鳥取県民大会表彰（11 月 12 日）

暴追功労者 1 名、暴追功労団体 2 団体、感謝状 1 名

	<p>○ 全国表彰「全国暴力追放運動推進センター」、管区表彰「中国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会」への暴力追放功労者（団体）の積極的な上申</p> <p>※ 全国表彰（11月27日） 暴追荣誉銅賞 1名、暴追団体 1団体</p> <p>※ 中国ブロック表彰（11月12日） 暴追功労者 1名</p> <p>6 その他</p> <p>○ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の企業研修、不当要求防止責任者講習における周知と啓発</p> <p>○ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）の企業研修、不当要求防止責任者講習における周知と啓発</p>
第2 組織活動支援	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動等への支援を行った。</p> <p>1 「鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会（21団体）」総会等の行事への参加、講演、資料提供等</p> <p>※ 8月2日総会開催</p> <p>2 地域、職域暴排組織が行う「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、資料提供等</p> <p>※ 25回実施（第1の3参照）</p> <p>3 地域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動（暴力団お断り連盟の拡大等）</p> <p>※ 羽合国道維持出張所安全協議会暴力団お断り連盟発足式（8月26日倉吉警察署）</p> <p>※ 天神川出張所安全協議会暴力団お断り連盟発足式（2月10日倉吉警察署）</p> <p>4 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する警察、暴追センター、弁護士会による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等</p> <p>※ 企業研修会、責任者講習時の広報の実施</p>

	<p>5 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大</p> <p>※ 新規賛助会員団体10団体（11口）、個人なし</p> <p>6 暴力団情報提供要領による情報提供先賛助会員のデータベース構築の支援</p> <p>※ 4企業への提供</p>
<p>第3 暴力追放相談</p>	<p>暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずるための活動を行った。</p> <p>1 相談室窓口の開設</p> <p>相談室及び専用相談電話の設置（センター事務室）</p> <p>2 「暴力追放相談委員」による受理、申立人（相談者）の立場に立った的確な処理及び支援の実施</p> <p>○ 相談受理件数62件（前年度対比+10件）</p> <p>※ 警察への引継ぎ4件</p> <p>※ 弁護士への相談引継ぎ1件</p> <p>相談委員6人体制（警察OB2、民暴弁護士2、少年指導委員1、保護司1）</p> <p>3 暴力団の不透明化に対応するため、いわゆる「反社会的勢力」による不当要求等の相談への的確な対応及び暴力団情報の適正な提供</p> <p>※ 平成29年2月導入の新システムによる暴力団情報の提供58件</p> <p>4 その他</p> <p>○ 相談業務ネットワーク「鳥取県相談業務関係機関ネットワーク」、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター鳥取」等との連携</p> <p>○ 暴迫センター・警察・弁護士会で組織する「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」での緊密な連携、情報交換、民事介入暴力事案等に関する相談活動</p> <p>※ 1月28日研究会開催</p> <p>○ 企業パトロールによる、潜在（泣き寝入り）事案の掘り起こ</p>

	<p>しと保護救済の実施</p> <p>※ 掘り起こし事案無し</p>
<p>第4 少年被害防止 対策 ～少年を暴力団 から守る活動～</p>	<p>少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行った。</p> <p>1 暴力追放相談委員による相談申出人に対する助言及び暴力団の影響を受け又は受けるおそれのある少年に対する指導並びに少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きかけ及び広報の的確な実施</p> <p>※ 新聞広告2回掲載（地域安全運動時）</p> <p>※ 相談受理無し</p> <p>2 風営適化法第38条の「少年指導委員」等に対する研修の実施</p> <p>※ 11月13日、「鳥取県少年健全育成指導員等研修会」（警察本部）において少年指導委員等に対する講演の実施</p>
<p>第5 暴力団離脱者 援助 ～社会復帰対策～</p>	<p>暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行った。</p> <p>1 「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」等と連携して、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就業相談、離脱希望者やその家族等に対する離脱ノウハウの的確な教示等の実施</p> <p>※ 「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」総会（7月18日、21会員）を開催し、21会員等と連携して雇用確保に向けた就業先の雇用状況確認等</p> <p>※ 暴力団離脱者からの支援相談受理2件</p> <p>2 同協議会会員である受入協賛事業所の拡大及び組織の活性化</p> <p>※ 受入事業所13社（変更なし）</p> <p>※ 責任者講習や企業研修会での協賛事業所募集広報の実施</p> <p>3 平成28年2月5日に締結した「社会復帰対策協議会広域連携協定」の連携強化</p> <p>※ 令和2年1月末現在33都府県加入</p>
<p>第6 委託講習 ～不当要求防止 責任者講習～</p>	<p>事業者に対し、不当要求による被害を防止するために必要な対応方法についての指導等の援助を行うため、鳥取県公安委員会の委託を受けて暴力団対策法第14条第2項の「不当要求防止責任者講習」を実施した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施回数29回 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 前年度対比－1回（新型コロナ感染防止対策のため）</li> <li>受講者822人（+79人）</li> </ul> </li> <li>○ 各種業界、事業所等への積極的な働きかけによる未選任事業所に対する「選任届」の推奨及び責任者講習の計画的な実施</li> <li>○ 講習教材を含む講習内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 講習教材8種類の配布とDVD5種類による教養</li> <li>※ 新規講習用DVD3枚整備</li> </ul> </li> <li>○ 鳥取県弁護士会民暴対策委員会所属弁護士への講話依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 講話12回</li> </ul> </li> </ul>
<p>第7 被害者救援</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害者等に対する貸付金及び見舞金の支給等の支援活動を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団員からの被害等に係る民事訴訟の当事者に対する「訴訟提起等費用」及び「重大な物的被害の応急修復費用」、傷害事件被害者の「応急入院・治療費用」等の無利子貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 貸付事案なし</li> </ul> </li> <li>2 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金」の支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 支給事案なし</li> </ul> </li> <li>3 民事介入暴力事案被害者に対する民暴弁護士の紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 民暴弁護士（相談委員）への引継ぎ1件（第3の1参照）</li> </ul> </li> <li>4 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」の関係組織との連携による的確な業務推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 総会（6月19日、警察本部）</li> <li>※ 連絡会（4月24日、11月21日、警察本部）</li> </ul> </li> </ol>
<p>第8 組事務所使用 差止請求</p>	<p>指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害された場合、当該付近住民等から委託を受ける事務所使用差止訴訟請求関係業務について、法令研究、広報等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 取扱いなし</li> </ul>
<p>第9 調査研究等</p>	<p>上記第1～8の各事業の効果的な推進及び職員の知識技能向上のための活動及び情報収集を行った。</p>

	<p>1 全国暴力追放運動推進センター等が主催する各種会議、講演会、研修会等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>※ 4月26日、暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会</li><li>※ 7月8日、管区内暴追センター連絡協議会定例連絡会</li><li>※ 9月19日、暴追センター専務理事・事務局長等研修会</li><li>※ 11月27日、全国暴力追放運動中央大会</li></ul> <p>○ センター、県警察、暴力追放相談委員及び暴力追放ヘルパーの意見交換会を開催（8月30日）し、暴力団情勢等を含めた情報交換</p> <p>2 新聞、刊行物等を活用した暴力団の活動実態等の調査</p> <p>3 その他、財団及び都道府県センターとして事業を推進するために必要と認められる事業を実施</p>
--	--